

## 研究実施者募集要項

公益財団法人 松籟科学技術振興財団（以下「本財団」という。）は科学技術に関する調査・研究の実施者に所要の研究助成金を交付するものである。

### 1. 助成対象研究

別に定める一般研究課題に関する研究を助成対象とする。

### 2. 応募の資格

- (1) 日本に居住し、国内の国公立大学、国公立研究機関あるいはそれに準じる研究機関に所属する研究者。
- (2) 研究機関長の推薦を受けた45歳以下（原則）の研究者（学生、院生は除く）。
- (3) 本助成金を受けた者は、受けた年度より起算して3年間は応募することができない。

### 3. 選考の方法

- (1) 選考委員会において選定を行う。
- (2) 現在他財団からの資金援助を受けている場合は、原則として採択しない。

### 4. 申請の手続

申請の手続は別に定める研究助成金交付申請書（以下「申請書」という。）に従い申請を行う。

### 5. 助成金の交付方法

助成金の交付方法は、交付対象となる研究等が選定されたのちにおいて、その研究等の申請書の内容に応じ、本財団が研究等の実施者と個別に協議してこれを定める。

交付した助成金については、研究等の目的の成功または不成功にかかわらずその返還を求めない。

### 6. 助成金の使途

- (1) 申請書記載の研究目的達成のために必要な経費であれば、使途については制限しない。
- (2) 本財団からの助成金は、原則として全額を研究費に充てられるよう、所属機関内で間接的な経費についての免除手続きを行う。

### 7. 研究等成果の帰属

研究等の実施過程において取得した工業所有権の実施権の許諾およびその条件については、研究等の成果を広く普及活用する観点から進めることとし、工業所有権は原則として援助・助成の場合は実施者に帰属致します。

### 8. 申請書の提出

助成金の交付を受ける者は、次の事項を守る旨の申請書の提出を行う。

- (1) 研究等の実施は、あらかじめ本財団に提出した申請書に従って実施する。
- (2) 本財団から求められた場合は、一定の様式に従い実施状況の報告を行う。
- (3) 研究等の実施過程において申請書に変更を生じた場合は、本財団に報告し承認を受ける。
- (4) 研究が終了した時は、本財団に報告を行う。
- (5) 申請書に従い研究等を実施しなかった場合、その他交付の趣旨に反した行為を行った場合は、助成金の返還を行う。

### 9. 申請書提出先

〒103-0027 東京都中央区日本橋3丁目8-4

公益財団法人 松籟科学技術振興財団 事務局

(TEL) 03-5205-3080 (FAX) 03-3241-3035 (E-MAIL) shorai@harima.co.jp